

南砺市男女共同参画推進プランの変更(案)

基本目標
課題
施策の方向
具体的施策
具体的施策の内容

◆◆◆チェックポイント!◆◆◆

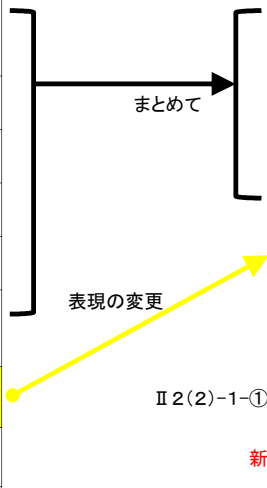
- ◇・新たに追加した「具体的施策の内容」 ・変更となった「施策の方向」を赤字としています。
- ◇語尾のの確認
A)～努めます。 B)～実施します。 C)～充実します。D)～進めます。 D)供します。
F)～働きかけます。 G)～啓発します。 H)～行います。 H)～支援します。 I)～推進します。
- ◇目標指数となる項目(案)の確認

【見直し前】

I 男女が互いに尊重し合える意識づくり
1. 市民参画による意識改革の推進
(1)男女共同参画意識の形成
1 男女共同参画意識の啓発と普及
①市の広報媒体(広報なんと、市のホームページ、CATVなど)を活用し、「南砺市男女共同参画推進条例」や「南砺市男女共同参画推進プラン」の啓発に努めます。
②男女共同参画の意識を高めるための講演会などを開催します。
③男女共同参画に関する資料の収集と情報の提供に努めます。
④市職員の研修の充実を図り、意識の啓発に努めます。
⑤市の広報媒体(広報なんと、市のホームページ、CATVなど)等は、男女平等・人権尊重の視点に立った表現に努めます。
⑥情報に含まれる男女差別等を主体的に読み取る能力(メディア・リテラシー)の向上に努めます。
2 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し
①家庭、職場、地域など、生活のあらゆる場における単純な性別による役割分担意識や社会制度・慣行(社会通念・習慣・しきたり)については、「男ならではの」「女ならではの」といった特性に配慮し、男女が対等な立場で意思表示や意思決定をし、責任分担等を目指すよう、意識の啓発に努めます。
(2)男女共同参画に関する教育・学習の推進
1 学校における教育の推進
①学校教育全体を通じ、児童生徒の発達段階に応じて、人権の尊重、男女平等などに関する指導の充実を図ります。
②幼児教育、学校教育、家庭教育関係職員(保健師・保育士・教職員)の資質向上と意識の啓発を図り、研修において男女共同参画に関する課題を取り入れるよう努めます。
2 地域における学習機会の充実
①生涯学習講座の中に男女共同参画をテーマとした講座を取り入れ、市民の意識の向上に努めます。
②男女がともに積極的に生涯学習に取り組める体制づくりに努めます。
3 家庭教育の充実
①男性の家事・育児・介護等への参画を促進するため、男性向けの実践的な研修や講座を開催します。
②家族愛を育み、子どもの個性を伸ばす家庭教育講座を開催します。
(3)配偶者等からの暴力の防止
1 暴力を許さない社会づくりの推進
①地域社会の問題意識を高めるため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」について周知し、啓発活動を推進するとともに、男女互いの人権尊重を呼びかけます。
②健康相談や健康診断等を通じてのDVの発見や、被害者からの相談について、民生委員・児童委員や人権擁護委員等との連携を図り、被害防止に努めます。
③人権侵害や暴力に関する様々な状況に対応するため、関係機関との連携協力体制を強化し、保護体制づくりに努めます。

【見直し後】

I 男女が互いに尊重し合える意識づくり
1. 市民参画による意識改革の推進
(1)男女共同参画意識の形成
1 男女共同参画意識の啓発と普及
①広報なんと、市ホームページ、CATVなど、市の広報手段は、常に男女平等・人権尊重の視点に立った表現に努めるとともに、「南砺市男女共同参画推進条例」や「南砺市男女共同参画推進プラン」の普及・啓発に努めます。
②男女共同参画の意識を高めるための講演会などを開催します。
③男女共同参画に関する資料の収集と市民への情報の提供に努めます。
④市職員の研修を年一回以上開催し、意識の啓発に努めます。
2 男女共同参画の啓発と普及の視点
①生活のあらゆる場における役割分担意識や社会制度・慣行(社会通念・習慣・しきたり)については、男女が互いを尊重し合い対等な立場で自由な意思表示や意思決定ができるよう、意識の啓発に努めます。
②自治会、PTA、公民館、各種団体等への積極的な活動参加を働きかけるとともに、女性の意見が地域活動に反映されるよう努めます。
③男女共同参画の啓発や普及にあたっては、家族愛や母性の保護の重要性との両立に配慮したものになるよう努めます。
(2)男女共同参画に関する教育・学習の推進
1 学校などにおける教育の推進
①学校教育全体を通じ、児童生徒の発達段階に応じて、人権の尊重、男女共同参画などに関する指導の充実を図ります。
②幼児教育、学校教育、家庭教育関係職員(保健師・保育士・教職員)を対象とした男女共同参画に関する課題を取り入れた研修を、年一回以上開催するよう努めます。
2 地域における学習機会の充実
①男女がともに積極的に生涯学習に取り組める体制づくりに努めるとともに、講座の中に男女共同参画のテーマを取り入れ、市民の意識の向上に努めます。
②子どもたちをはじめとする市民が、様々な経験を通じて、「食に関する知識」と「食を選択する力」を習得し、健全な食生活を実践できるように食育を推進します。
3 家庭教育の充実
①男性の家事・育児・介護等への参画を促進するため、男性向けの実践的な研修や講座を開催します。
②家族愛を育み、子どもの個性を伸ばす家庭教育講座を開催します。
(3)配偶者等からの暴力の防止
1 暴力を許さない社会づくりの推進
①「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」について周知し、啓発活動を推進するとともに、男女互いの人権尊重を呼びかけます。
②要保護児童対策地域協議会による関係機関との連携により、子どもへの虐待の早期発見に努め、また、リーフレット等啓発資料を活用し児童虐待防止を呼びかけます。
③健康相談や健康診断等を通じてのDVの虐待の発見や、被害者からの相談について、民生委員・児童委員や人権擁護委員等との連携を図り、人権侵害や暴力に関する被害防止や保護体制づくりに努めます。



目標指数となる項目

成果指標	指標の説明	単位	当初1(H17)	現状(H22)	目標値(H28)
男女共同参画を理解し実現を目指す市民の割合	【市民意識調査】男女共同参画の考え方を知っており、関心もあると回答した数/有効回答数	%	—	25.71H23	40.0

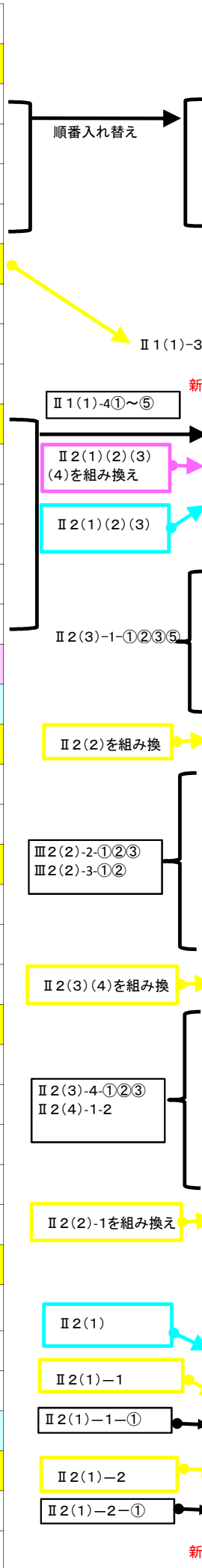
II 男女共同参画の社会づくり
1. 政策・方針決定の場への男女共同参画の推進
(1)政策・方針決定の場への参画推進と人材育成
1 審議会・委員会等への女性参画の推進

II 男女共同参画社会の環境づくり
1. 政策・方針決定の場への男女共同参画の推進
(1)政策・方針決定の場への参画推進と人材育成
1 審議会・委員会等への女性参画の推進

目標指数となる項目

成果指標	指標の説明	単位	当初1(H17)	現状(H22)	目標値(H28)
各種行政委員の中の女性委員の人数	各種行政委員の中の女性委員の人数	人	97	126	153
地域での福祉分野のボランティア活動に参加した市民の割合	【市民意識調査】過去1年間にボランティア活動に参加したと回答したうち、福祉分野のボランティア活動を選択した数/有効回答数	%	—	9.51H23	10.3
市民支援者数	ボランティアセンター登録者、ケアネット協力員及び生活支援員数	人	3,424	5,040	6,630

①女性委員のいない審議会等の解消に努め、女性委員の割合を高めるよう、女性の積極的な登用に努めます。
2 市・事業者等の管理職への女性登用の推進(促進)
①市職員の女性管理職の登用を推進します。
②女性管理職の能力開発を目指す研修機会を充実支援します。
③事業者が女性役員・管理職の登用に取組むよう啓発します。
④政策・方針決定の場への女性参画の重要性について、広報等による啓発に努めます。
3 商工自営業・農林水産業における女性の人材育成
①経営講習会・IT研修会の情報提供に努めます。
②農業の担い手として指導的役割を果たす女性農業者の育成に努めます。
③農業経営・技術研修会の開催を啓発し、意欲と能力ある農業の担い手育成を目指し、家族経営協定の締結を推進します。
4 地域活動における女性リーダーの育成
①地域活動において、女性が役員・リーダーとなるよう働きかけます。
②女性リーダー養成講座等を開催します。
③女性団体グループの育成と交流ネットワーク化を支援します。
④ボランティア活動への男女共同参画を支援します。
⑤地域活動団体の相互連携の促進・強化に努めます。
2. 住みよい環境づくりの推進
(1)労働条件・環境の整備
1 職場における男女平等観の確立
①就業(採用・賃金・昇進・就業内容など)に際し、男女の均等な機会と待遇の確保を図るため、啓発活動を通して男女雇用機会均等法の適正な運用の普及促進に努めます。
②女性が個々の能力を発揮し、いきいきと働くことのできる環境づくりを進めるため、研修機会を充実するよう関係機関に働きかけます。
2 仕事と家庭の両立支援
①事業者・市が育児休暇・介護休暇・有給休暇の取得に対する理解と体制づくりに努めるよう普及啓発します。
②事業者等に対し、育児休業期間を終えた女性が復職や再就職のしやすい体制づくりへの協力を働きかけます。
③事業所内に託児施設を設けるなど、育児と仕事が両立できるよう啓発します。
3 雇用の確保と創出
①パートタイム労働者の労働条件向上に向けて、事業者等に働きかけるとともに、「パートタイム労働法」についての周知に努めます。
②年齢や性別にとらわれることなく、個人の能力や意欲に応じた支援や就職情報の提供に努めます。
③就職を支援する講座の提供や、再就職のための職業能力開発等の支援に努めます。
④合同面接会や就職情報の提供等、就業支援を行います。
⑤就業に有利な職業能力開発に関する情報提供に努めます。
4 企業誘致と起業家の育成・支援
①雇用機会の拡大を目指して企業誘致の推進に取組み、男女を問わず意欲ある人材の就業を支援し、地域経済の活性化を図ります。
②各種融資制度の積極的奨励や情報提供に努め、起業家を支援します。
③セミナー・研修会の情報提供に努めます。
(2)地域社会における男女共同参画の推進
1 地域活動への男女の積極的参画
①自治会、PTA、公民館、女性団体等各種団体への積極的な活動参加を働きかけるとともに、女性の意見が地域活動に反映されるよう努めます。
②ボランティア活動に対して支援するとともに、事業者・市等にはボランティア休暇に対する理解を働きかけます。



①各審議会において、男女の比率を考慮し、女性の積極的な登用を推進します。
2 女性の登用促進
①政策・方針決定において、女性の意見を広く反映するよう努めます。
②市職員の女性管理職の登用を推進します。
③女性管理職の能力開発を目指す研修機会を充実支援します。
④事業者が女性役員・管理職の登用に取組むよう啓発します。
3 女性の能力発揮の支援
①経営管理能力向上や技術習得などに向けた研修・情報提供を推進します。
②農林水産業や商工自営業における女性の参画を推進します。
③起業等を志す女性の育成に努めます。
④地域活動における女性リーダーと女性団体グループの育成を促進し、交流ネットワークを支援します。
2. 住みよい環境づくりの推進
(1)家庭・地域社会における男女共同参画の推進
1 子育て支援
①乳児保育・延長保育・一時保育・病後保育など多様なニーズに応じた保育サービスを充実します。
②子育て支援センターでの育児相談やファミリーサポートセンターの機能の充実、子育てに関する情報提供に努めます
③小学生(低学年)の放課後や夏休み等の長期学校休業日における居場所として放課後児童クラブを充実します。
④地域社会における世代間交流の取組を進めます。
2 高齢者の自立と介護者支援
①地域サロン事業や健康づくり事業を推進します。
②高齢者が培ってきた技術や知識を生かした老人クラブ活動やボランティア活動、社会貢献に対する支援や高齢者が自立できるよう支援します。
③高齢者の就労環境向上や雇用情報の提供を行い、シルバー人材センター等の関係機関を支援します。
④高齢者の介護サービスや介護施設の状況の理解や普及に努め、介護相談及び介護教室を開催し、介護者の負担軽減に努めます。
⑤在宅介護・福祉サービスの周知と介護予防事業の実施を推進します。
3 障がい者・ひとり親家族・外国人等の自立支援
①障害者・ひとり親家庭等への自立支援の充実を図ります。
②障害者・ひとり親家庭の親の就業を促進するため、訓練や資格取得を支援します。
③母子自立支援員による相談・助言活動の充実を図ります。
④市民や市民団体の国際交流を推進します。
⑤外国人のための公共サインの充実を図り、安心して生活が出来る環境づくりに努めます。
4 ボランティア・NPO等の活動推進
①ボランティアの普及啓発やボランティアに取り組む人材育成に努めます。
②ボランティア・NPO活動等の促進に努めます。
(2)働く場における環境づくりの推進
1 職場における男女平等の確立
①雇用の場における均等な機会の整備と待遇の向上
2 仕事と家庭の両立支援
①事業者・市は育児休暇・介護休暇。有給休暇の取得に対する理解と体制づくりに努めるよう普及啓発します。
3 女性のチャレンジ支援

要援護者一人に対する市民支援者数	市民支援者数/要援護者数	人	—	0.69	0.87
------------------	--------------	---	---	------	------

目標指数となる項目

成果指標	指標の説明	単位	当初(H17)	現状(H22)	目標値(H28)
延長保育実施施設数	延長保育のニーズに対応できる保育園数	か所	6	8	8
病後児保育施設整備数	病後児保育が実施できる施設環境が整った保育園数	か所	1	1	4
休日保育実施施設数	日曜日や祝祭日の保育ニーズに対応できる保育園数	か所	1	1	8
地域主体の学童保育実施数(さんさん広場)	地域が開設し運営する学童保育で市が支援する箇所数	か所	0	4	6
地域子育て支援センター(公立・私立)箇所数	未就園児の保護者等が集い、交流や情報交換ができる場所数	か所	4	4	10
乳幼児と中高生のふれあいの場や子育て講座の回数	児童館が実施する中高生と乳幼児のふれあい事業や子育て講座の開催回数	回/年	3	14	16
子育てに喜びや生きがいを感じている保護者の割合	【市民意識調査:18歳未満のお子さんがいる家庭】子育てに喜びや生きがいを感じると回答した数/有効回答数	%	—	88.5 [H23]	95.0
要支援・要介護認定率	要支援・要介護認定者数/65歳以上高齢者数	%	15.0	16.9	18.5
要支援・要介護認定者数	介護保険サービスを受けるため要介護(要支援を含め介護度は七段階)の認定を受けた人数	人	2,530	2,868	3,410
訪問看護、訪問リハビリ利用者数	市の訪問看護ステーションか、行っている訪問看護や訪問リハビリの月当たりの利用人数	人/月	272	390	460
高齢者サロン参加者数	南砺市社会福祉協議会や地域で実施されている高齢者の交流事業への年間参加延数	人	37,704	44,772	50,500
障がい者支援サポーター数	南砺市社会福祉協議会で実施している障がい者に関わる事業・ボランティアに登録している人数	人	94	206	256
グループホーム・ケアホーム利用者数	グループホーム・ケアホームを利用している市民の数	人	15	42	70
南砺市友好交流協会会員数	南砺市友好交流協会に登録されている団体の会員数の	人	—	760	840
交流事業に参加した人数(南砺市友好交流協会関連事業)	南砺市友好交流協会が関与した交流事業に参加した人	人	—	1,810	2,000
ボランティア活動に参加している市民の割合	【市民意識調査】過去1年間にボランティア活動に参加した数/有効回答数	%	—	40.2 [H23]	50.0
ボランテでアセンター登録団体数	市のボランティアセンターに登録している団体数	団体	165	168	185
ボランティアセンター登録ボランティアサポーター数	市のボランティアセンターに登録しているボランティアサポーター数	人	16	40	62
就労しながら無理なく子育てができると感じる保護者の割合	【市民意識調査:18歳未満のお子さんがいる家庭】就労しながら無理なく子育てが出来ると思うと回答した数/有効回答数	%	—	52.0 [H23]	55.0

③男女共同参画社会形成推進のための自主的な活動に対して、活動場所や情報提供などの支援を行います。
④NPOなど、新たな活動に取り組む市民の動きを支援する環境づくりを進めます。
2 防災・災害復興体制の推進
①災害弱者(要援護者)や女性に配慮した非常物資を含めた備蓄促進を図り、避難所運営では相談活動を行い、プライバシーの配慮に努めます。
②消防団への女性の加入促進を図るとともに、自主防災組織など地域に密着した活動を支援します。
3 地域おこし、まちづくりの推進
①男女が共同参画して行う農産物の加工直売(農業関連産業)や、商店街づくり等の地域活性化を進めます。
②観光客に配慮し、女性の視点を生かして地域ぐるみの「心からのもてなし」観光地づくりに努めます。
4 環境保全に配慮した生活スタイルの推進
①廃棄物など環境問題に関する女性の高い関心や経験・知識が活かされるよう推進します。

(3)男女共同参画社会に向けた子育て支援の環境づくり

1 家庭と職場・地域活動との両立支援
①乳児保育・延長保育・一時保育・病後児保育など、家庭と仕事・地域活動との両立を支援するため、多様なニーズに応じた保育サービスを充実します。
②子育て支援センターでの育児相談やファミリーサポートセンターの機能の充実、子育てに関する情報提供に努めます。
③小学生(低学年)の、放課後や夏休み等の長期学校休業日における居場所として、放課後子どもプランを充実します。
④幼児と中・高生のふれあいの場を設け、次代の親の育成に努めます。
⑤世代間交流の取組みを進め、地域社会における子育て支援の環境づくりに努めます。
⑥家庭教育・子育て講座、青少年教室を開催し、家庭の教育力の向上と青少年の自立心・社会性意識を高めます。
⑦少子化の進展に対応するため、子育て支援事業を充実します。
2 児童虐待防止のための環境づくり
①要保護児童対策地域協議会による関係機関との連携により、子どもへの虐待の早期発見に努めます。
②リーフレット等啓発資料を活用した児童虐待防止を、健診や相談などあらゆる機会を通じて呼びかけます。
3 青少年健全育成のための社会環境づくり
①南砺市の未来を担う青少年が健全に育つことができるよう、青少年育成南砺市民会議地域支部の組織強化と支部間の連携を密にし、地域教育力の向上を図ります。
②男女の差別なく青少年の心とからだを育むため、文化・スポーツ活動の推進に努め、地域の指導者やサポーターの育成に努めます。
③子どもたちをはじめとする市民が、様々な経験を通じて、「食に関する知識」と「食を選択する力」を習得し、健全な食生活を実践できるように食育を推進します。
4 ひとり親家庭の自立支援
①ひとり親家庭等への自立支援の充実を図ります。
②母子自立支援員による相談・助言活動の充実を図ります。
③ひとり親家庭の母の就業を促進するため、訓練や資格取得を支援します。

(4)国際化社会における男女共同参画社会づくり

1 国際感覚の向上・相互理解
①市民や市民団体による国際交流を推進し、豊かな国際感覚と国際理解を深めるよう促進します。
②外国人研修生の受入れと交流活動を啓発・促進します。
③男女ともに参加しやすい外国語講座を開催するなど学習支援をします。
2 受入れ環境整備
①外国人が安心して訪れることができるよう、外国人向けDVDやガイドブックを作成し情報の発信に努めます。
②外国人が安心して暮らすことのできる街づくりを推進します。
③市民の自主性を尊重し、国際化に対応した人材の育成に努めます。

①女性の再就職、キャリアアップの充実に支援します。
(3)環境と防災
1 環境問題への取組の推進
①安全な環境・保全を次代につなぐために積極的に環境問題への取組を推進します。
2 防災における男女共同参画の推進
①女性の防災会議委員の意見を尊重するなど、男女共同参画の視点に立った避難所運営に努めます。
②自主防災組織など地域に密着した活動に積極的に参画します。

II 2(2)-2と4を組み合わせ

II 2(2)-2①と②を組み合わせ

新

新

目標指数となる項目

成果指標	指標の説明	単位	当初(H17)	現状(H22)	目標値(H28)
こみの総排出量(家庭系ごみ)	市内の家庭から1年間に排出された家庭系可燃ごみの量	t	8,893	8,432	8,000
自主防災組織率	自治振興会、自治会等で組織化し登録された自主防災世帯数/市内世帯数	%	63.0	95.4	100
自主防災組織が実施した訓練回数	登録された自主防災組織により実施された防災言川練の回数	回	—	35	45
防災計画で避難できる機能が整った施設の割合	防災計画に示した避難所のうち耐震化された数/防災計画に示した避難所全体の数	%	—	62	67

Ⅲ 男女の健康支援・健康づくり	
1. 女性の健康支援と人権の尊重	
(1)生涯を通じた女性の健康対策の推進	
1 女性の妊娠・出産期の健康対策の推進	
①生理的な男女の違い、特に女性特有の身体的特徴に対して理解を深めるよう、性感染症予防について正しい知識の啓発に努めます。	まとめて
②妊娠・出産期の喫煙・飲酒などに関する正しい情報の提供に努めます。	
③母性保護と健康づくりに関する正しい知識の普及に努め、健康問題について、身体的問題のほか心の悩みも含め、安心して相談できる体制づくりに努めます。	
④妊娠・出産等、変化の大きい女性の体や健康に関し、健診や保健指導・相談・医療などの保健医療対策の充実を図りながら、母性保護の観点としての対策について、市民、事業主へ必要な情報を提供します。	
2 女性の生涯の健康に対する支援の充実	
①乳児・妊産婦の医療費助成や健診の助成、妊産婦やその夫のための育児教室、訪問・相談事業等、母子保健事業を充実します。	表現の変更
②女性のさまざまなライフステージ(人生の段階)に応じた健康について、検診や相談体制を充実します。	
3 性差の理解と人権尊重の啓発	
①学校における性教育は、成長段階に応じて実施します。	Ⅲ2(2)-4-①
②セクシャル・ハラスメントを性差別、人権問題としてとらえ、防止対策を進めます。	
2. 男女の生涯にわたる健康づくりの推進	
(1)男女の健康づくりの推進	
1 乳幼児期から高齢期までの健康づくりの推進	
①生涯を通じて男女が心身ともに健康であるために、各ライフステージに応じた課題に対して、的確に自己管理を行うことができるよう健康診査・健康教育や予防事業(予防接種)の体制整備を行います。	Ⅲ2(1)-1-①と3-①を集約
②望ましい食習慣・食の安全性に関する知識の普及や食生活改善事業等の健康づくり体制の整備を行います。	
③健康づくりボランティアの人材育成と組織の育成に努めます。	
④事業者等においても定期検診を積極的に進め、健康づくりの推進を呼びかけます。	
2 気軽にスポーツに取り組めるコミュニティづくり・クラブづくりの推進	
①スポーツ活動とおして、体づくりやストレス解消等健康づくりを進めます。	Ⅲ2(2)-4-①と②を集約
②総合型地域スポーツクラブへの支援や市民が気軽にスポーツ、レクリエーションに参加できる機会の充実、心身ともに健やかに暮らせる社会づくりを推進します。	
3 心の健康づくりの推進	
①社会システムの多様化・複雑化に伴うストレスに対する相談・精神衛生に関する啓発や情報提供などを通して心の健康づくりを推進します。	
(2)高齢者・障がい者福祉の充実	
1 男女が安心して暮らせる条件整備	
①高齢者、障がい者に対する医療費の助成や補装具、日常生活用具等の補助、生活に必要な支援をします。	
②高齢者・障がい者が安心して暮らせるように生活相談を行います。	
③高齢者や障がい者が快適に過ごせるよう、バリアフリー化住宅の普及・促進、住宅情報の提供を図ります。	
2 社会参加と自立支援	
①介護予防となる高齢者の生きがいづくりのため、地域サロン事業や健康づくり事業を推進します。	
②高齢者が培ってきた技術や知識を生かした老人クラブ活動やボランティア活動、社会貢献に対する支援や高齢者が自立できるよう支援します。	
③高齢者の就業環境向上や雇用情報の提供を行い、シルバー人材センター等の関係機関を支援します。	
④障がい者が地域で生活していくための就労等の支援を推進します。	
⑤生涯学習・文化・スポーツ活動等の生きがい対策を促進します。	

Ⅲ 男女の健康支援と人権の尊重	
1. 女性の健康支援と人権の尊重	
(1)生涯を通じた女性の健康対策の推進	
1 女性の妊娠・出産期の健康対策の推進	
①生理的な男女の違い、特に女性特有の身体的特徴に対して理解を深めるよう、性感染症予防や妊娠・出産期の喫煙・飲酒などについて正しい知識の啓発に努めます。	まとめて
②母性保護と健康づくりに関する正しい知識の普及に努め、健康問題について、身体的問題のほか心の悩みも含め、安心して相談できる体制づくりに努めます。	
③妊娠・出産等、変化の大きい女性の体や健康に関し、健診や保健指導・相談・医療などの保健医療対策の充実を図りながら、母性保護の観点としての対策について、市民、事業主へ必要な情報を提供し、普及啓発を図ります。	
2 女性の生涯の健康に対する支援の充実	
①乳児・妊産婦の医療費助成や健診の助成、妊産婦やその夫のための育児教室、訪問・相談事業等、母子保健事業を充実します。	表現の変更
②女性のさまざまなライフステージ(人生の段階)に応じた健康について、検診や相談体制を充実します。	
3 男女の人権の尊重	
①学校における性教育は、成長段階に応じて実施します。	Ⅲ2(2)-4-①
②セクシャル・ハラスメントを性差別、人権問題としてとらえ、実例を公表するなど啓発に努め、防止対策を進めます。	
③高齢者・障がい者・健常者のだれもが、一人ひとりの人間として尊重され、ともに同じように社会生活を営むことができるよう意識啓発に努めます。	
2. 男女の生涯にわたる健康支援	
(1)男女の健康づくりの推進	
1 乳幼児期から高齢期までの健康づくりの推進	
①生涯を通じて男女が心身ともに健康であるために、各ライフステージに応じた課題に対して、的確に自己管理を行うことができるよう健康診査・健康教育や予防事業(予防接種)の体制整備を行います。	Ⅲ2(1)-1-①と3-①を集約
②社会システムの多様化・複雑化に伴うストレスに対する相談・精神衛生に関する啓発や情報提供などを通して心の健康づくりを推進します。	
(2)高齢者・障がい者福祉の充実	
1 助け合い安心できる社会づくり	
①介護は男性・女性の区別なく社会全体で担うという意識のもと、高齢者、障がい者の介護サービスや介護施設等の状況の理解や普及に努め、介護相談及び介護教室を開催し、介護者の負担軽減に努めます。	Ⅲ2(2)-4-①と②を集約

目標指数となる項目

成果指標	指標の説明	単位	当初[H17]	現状[H22]	目標値[H28]
心身ともに健康だと感じている市民の割合	【市民意識調査】心身ともに健康だと感じていると回答した数/有効回答数	%	—	45.8	55.0

⑥公共施設や道路等のバリアフリー化を推進します。
3 介護支援の環境づくり
①介護は男性・女性の区別なく社会全体で担うという意識のもと、高齢者、障がい者の介護サービスや介護施設の充実、介護相談及び介護教室を開催し、介護者の負担軽減に努めます。
②在宅介護・福祉サービスの周知と介護予防事業の実施を推進します。
4 助け合い安心できる社会づくり
①高齢者・障がい者・健常者のだれもが、一人ひとりの人間として尊重され、ともに同じように社会生活を営むことができるよう意識啓発に努めます。
②男女がともに介護に携わるよう意識の啓発と支援に努めます。

IV 男女共同参画社会を推進する体制づくり

1. 推進体制の促進

(1) 推進体制の充実・強化

1 市の推進体制

- ①男女共同参画推進審議会を開催します。
- ②審議会から施策の実施状況に関する評価を受け、計画の見直し、変更・提言等を施策に反映します。
- ③施策に関して必要な調査・研究を行い、施策の円滑な推進に努めます。

2 関係団体との連携

- ①男女共同参画推進員南砺市連絡会の活動により、地域における積極的な男女共同参画の普及推進を行います。
- ②男女共同参画を推進するため推進員の研修を行います。
- ③女性団体等の自主的な取組みを尊重し、連携した取組を進めることにより、男女共同参画社会づくりを進めます。

IV 男女共同参画社会を推進する体制づくり

1. 推進体制の促進

(1) 推進体制の充実・強化

1 市の推進体制

- ①男女共同参画推進審議会を年1回以上開催することとし、審議会から施策の実施状況に関する評価を受け、計画の見直し、変更・提言等を施策に反映します。
- ②施策に関して必要な調査・研究を行い、施策の円滑な推進に努めます。

2 関係団体との連携

- ①男女共同参画推進員南砺市連絡会の活動により、地域における積極的な男女共同参画の普及推進を行います。
- ②男女共同参画を推進するため推進員の研修を行います。
- ③女性団体等の自主的な取組みを尊重し、国・県・市などの関係団体との連携した取組を進めることにより、男女共同参画社会づくりを進めます。

目標指数となる項目

成果指標	指標の説明	単位	当初(H17)	現状(H22)	目標値(H28)
各種行政委員の中の女性委員の人数	各種行政委員の中の女性委員の人数	人	97	126	153
男女共同参画推進員数	男女共同参画推進員の人数	人	66	77	80